

林業技術センター情報

構造用製材JAS認定と依頼試験について

林業研究部 野沢 浩二

はじめに

林業技術センターの業務を、大きく2つに分けると、研究開発と技術支援業務があり、技術支援業務には、技術的課題解決支援事業（ギカジ）を始め、依頼試験や設備利用があります。

今回はその中で依頼試験について、一例として構造用製材のJAS認定の手続きの中で、当センターがどう関わっているかをご紹介したいと思います。

JASとは？

JASとは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき定められた「日本農林規格」のことです。この規格に基づき製品の品質管理や格付けを行い、該当の製品に格付け表示、いわゆるJASマークを付けるというものです。

一方、似たような規格でJISがありますが、これは工業標準化法に基づき定められた「日本工業

規格」のことです。JASとの違いは、その対象製品で、JISは、木材由来のボード類が一部含まれますが、基本的にコンクリートや鋼材等工業系の製品を対象としており、JASは、飲食料品、油脂、農産物、林産物、畜産物及び水産物、又はこれらを原材料とした製品や加工品を対象としているところです。

JAS製品には、JASマークを付けることができます。図1に示したのが、機械等級区分構造用製材のJAS表示です。機械等級区分とは、機械等級区分装置により区分されたということで、後述します。

以下、機械等級区分構造用製材を例に話を進めていきます。

JAS表示例

JAS表示について、図1を例に説明しますと、スギは樹種、 $20 \times 120 \times 3000$ は規格（単位：mm）、E90は等級、SD-15は含水率（表面仕上げで15%以下という意）の製品であることを示しています。なお、等級表示には、E50、E70と20刻みでE150まで6区分あります。E90の場合

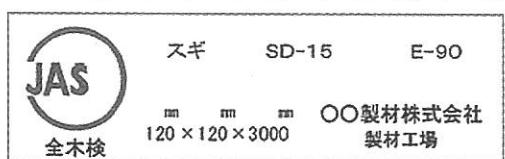


図1 JAS表示例

公共施設等）の設計が容易となる。

JAS認定までの流れ

製品がJAS製品として認定されるまでの流れを説明しますと、JASの表示を製品に付した者（この場合は、製材工場）は認定機関（この場合は、一般社団法人全国木材検査・研究協会）からJAS製品の製造工場として認定を受ける必要があります。また、認定後も定期的に品質管理を行い、その報告をしなければ認定が継続されません。

次に認定等の具体的な審査内容について、機械等級区分構造用製材の「等級」を例に説明します。

先ほど、説明したように「等級」は、ヤング係数を区分したものです。したがって、ヤング係数を計測すればよいのですが、真のヤング係数は、JASに定められた曲げ試験方法によって、試験機で実際に計測しなければわかりません。しかし、曲げ試験機を所有していない製材工場では、この方法では計測できません。また全量をJASの曲げ試験で計測するわけにはいきませんから工場では、

効率的で簡易な方法で推定する方法が行われており、その方法を認定申請します。これが機械等級区分装置というものです。

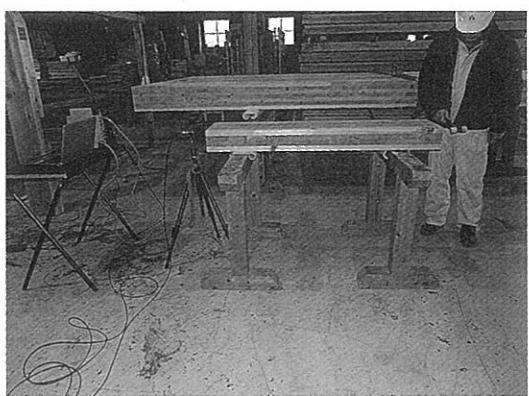


写真1 試験の様子

JAS曲げ試験方法

一方、JASに定められた曲げ試験方法は、図2のとおりです。

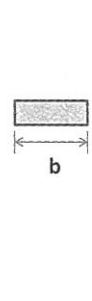


図2 JAS曲げ試験方法

認定期も定期監査時、定期検査時にも、機械等級区分装置によるヤング係数（推定値）とJASの曲げ試験でのヤング係数（実測値）との差が許容範囲以内かどうかが確認されています。

具体的には、機械等級区分装置と曲げ試験機による試験製材のヤング係数に基づいてそれぞれ等級を求めます。次にそれらと比較して、等級が異なる試験体数が一定の割合未満であれば、補正を必要とせず認定されます。等級が異なる試験体が多い場合は、機械等級区分装置と曲げ試験機のヤング係数から散布図を作成し、そこから回帰直線（図3）を求め、補正を行います。

おわりに

現在、国を挙げて直交集成板CLT（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の普及の促進を図るうとしています。CLTの活用先として、木造ビルや大型公共施設等が想定されていますが、建築するためにはあらかじめ構造計算が必要です。平成25年度には、CLTのJAS基準が定められ、構造計算に必要な基準強度について平成28年度の告示を目指して強度データの収集蓄積が進められており当センターもこのプロジェクトに参画しています。

近い将来、CLTがJAS製品として大量に普及する」とも夢ではありません。

$$E_f = 4 \times L^2 \times f_r^2 \times p$$

E_f :動的ヤング係数、 L :材長mm、 f_r :固有振動数Hz、 p :製材の密度kg/m³

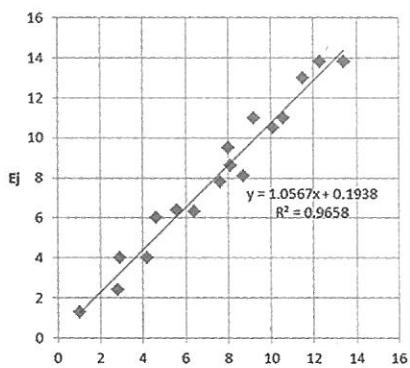


図3 散布図(相関図)

このような審査や検査を経て、製材工場はJAS製品として自社の製品にそのマークを付け続けることができるのです。